

## 7 利用者負担額（保育料）（0～2歳児クラス）

### （1）利用者負担額の決定方法










利用者負担額は、市区町村民税所得割額により算定します。世帯の階層区分の認定は、児童の父母等の扶養義務者等の市区町村民税所得割額の合計額を、狛江市保育所利用者負担金基準額表に適用することにより行います。

短時間認定の利用者負担額は、国の基準どおり標準時間認定の98.3%の額としています。

**※同居の祖父母が家計の主宰者と認められる場合、祖父母の市区町村民税所得割額により利用者負担額を算定します。**

### （2）多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯等への軽減

#### ①多子世帯に対する軽減

|                     |                                                                                          | 子どもの数                                                                                      |                                                                                              |  |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 就小<br>学学<br>校後<br>校 |  1人目    |                                                                                            |                                                                                              |  |
|                     |  2人目    |  1人目      |                                                                                              |  |
| 未就<br>学児            |  3人目 無料 |  2人目 無料   |  1人目 全額   |  |
|                     |                                                                                          |  3人目 無料 |  2人目 無料 |  |
|                     |                                                                                          |                                                                                            |  3人目 無料 |  |

保護者と同一生計の子どもを対象に年齢の高い順に数えて、**第2子以降無料**となります（令和5年10月からの東京都の制度に基づきます）。

#### ②ひとり親・障がい者世帯等に対する軽減

市区町村民税所得割課税額が77,100円以下のひとり親・障がい者世帯等は、同一生計の子どもの年齢に関わらず、**第1子半額、第2子以降無料**となります（国の制度に基づきます）。

※「ひとり親・障がい者世帯等」とは、母子（父子）世帯又は同一生計者に障害者手帳（身体・療育・精神等）が交付されている方、特別児童扶養手当を受給している方、障害年金を受給している方がいる世帯です。

### （3）利用者負担額の切り替え時期

算定基準である市区町村民税所得割額は、毎年6月ごろに新年度の金額が決定するため、次のとおり利用者負担額の切り替えを行います。また、所得割額が不明の方には、申告又は課税証明書の提出をお願いすることになります。



## (4) 利用者負担額等のお支払

### ①認可保育園に通園される方

利用者負担額・延長保育料（市立保育園）のお支払は、原則として指定の口座から自動的に引落としとなる口座振替での市へのお支払となります（私立保育園の延長保育料は各園へのお支払となります）。手続きがお済みでない方は、次のとおり手続きをお願いします。なお、ご事情により納付書払いを希望される方は、お手数ですが、狛江市児童育成課保育・幼稚園担当へお問い合わせください。

#### 申込み手順

##### ◀口座振替依頼書▶

児童育成課で配布している口座振替依頼書に記入し、印鑑・通帳をお持ちになって、**ご指定いただく金融機関の本支店の窓口でお申込みください。**

※ただし、PayPay 銀行で口座自動振替を希望する場合は、お申込み方法を銀行 HP 等でご確認ください。児童育成課でお申込み受付はできません。

##### ◀Web 口座振替受付サービス▶詳細は次ページをご覧ください。

**取扱金融機関**（口座振替依頼書の場合。Web 受付の対応金融機関については次頁。）

みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな・きらぼし・横浜・山梨中央・PayPay 銀行の各本支店

川崎・さわやか・西武・城南・昭和・多摩信用金庫の各本支店

東京都内の農業協同組合・中央労働金庫の各本支店 ゆうちょ銀行

※狛江市役所のみずほ銀行窓口では、納付書払いはできますが口座登録はできません。

※三菱UFJ・三井住友・PayPay 銀行では、口座登録はできますが、納付書払いはできません。

※りそな・埼玉りそな・横浜銀行では、口座登録はできますが、令和7年4月1日から、納付書払いはできません。

※三井住友信託銀行では、口座登録及び納付書払いはできません。

#### 口座振替開始月

申込手続きは、金融機関から申込書の市役所控えが市役所児童育成課に届いた時点で完了となります。金融機関によっては手続き完了までに3週間～1か月かかる場合がありますのでお早めに手続きをお願いいたします。口座振替処理が間に合わない場合は、後日ご自宅あてに納付書をお送りいたしますので、金融機関等窓口でお支払ください。

#### 口座振替日

振替日（納期限）は、各月の末日（市立保育園のスポット延長保育料は利用月の翌月末日）です。なお、12月のみ25日となりますので、ご注意ください。振替日が金融機関の休日の場合は翌営業日になります。

### ②認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業に通園される方

利用者負担額・延長保育料は施設が指定する方法で、施設にお支払いいただきます。詳細は各施設にご確認ください。

利用者負担額や給食費のお支払は、口座振替をご利用ください。

## Web 口座振替受付サービスについて

Web 口座振替受付サービスは、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、保育料の納付にかかる口座振替（自動払込）の申込み手続きができるサービスです。市役所や金融機関の窓口に出向く必要がなく、「口座振替依頼書」のご記入や届出印なども不要です。



お手続き詳細は左のQRコードからこまえ子育てねっとをご覧ください。

### お手続き可能な金融機関

- ・みずほ銀行、三井住友銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行

### 申し込みに必要なもの

- ・保育所等利用結果通知書（入所する予定の施設が公立か私立かどうかをご確認ください。）
- ・上記金融機関の支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・納付義務者・口座名義人情報（電話番号、メールアドレス等）が確認できるもの
- ・各金融機関によって、申込みの際に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、口座名義人の生年月日等）が異なります。

サービス利用可能時間や各金融機関の利用対象者など詳細については上記QRコードより市HPをご覧ください。

お手続きの流れ

1

基本情報入力



口座名義人もしくは納税者・納付義務者の氏名やメールアドレスの入力をします。

2

税・料金情報入力



口座振替・自動払込を申し込む税・料金の情報を入力します。

3

メール受信



入力したメールアドレスに口座情報入力サイトのURLとパスワードのメールが2週届きます。

4

口座情報入力



サイトにログイン後、口座情報を入力いただけます。

金融機関へ  
遷移

5

登録完了



正常に完了しましたら、登録完了メールがご登録いただいたメールアドレスに届きます。

## (5) 利用者負担額の減免制度

利用者負担額の納入が困難となった場合（①～⑧に該当）には、減免の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

- ① 世帯の収入額が生活保護法による生活保護基準に満たなくなったとき。
- ② 地方税法第 15 条又は狛江市税条例等において、市町村民税の徴収を猶予されたとき又は納期限を延長されたとき。
- ③ 地方税法第 323 条の規定により、市町村民税が均等割以下に減額されたとき。
- ④ 前年の所得金額の 10 分の 1 を超える額の被害を被る災害を受けたとき。
- ⑤ 前年の所得金額の 100 分の 5 又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等により補填される金額を除く）を支出したとき。
- ⑥ 稼働能力のない世帯員の増加（育児休業等）による利用者負担額の納入困難又は主たる稼働者の失業により世帯を分離したとき。
- ⑦ 婚姻歴のないひとり親家庭等であるとき。
- ⑧ 世帯の直近 3 か月の平均収入月額（賞与等を除く）が前年の平均収入月額（賞与等を除く）の 8 割に満たないと認められたとき。

## (6) 利用者負担額等の滞納処分

過去 5 年以内に申込児の兄弟姉妹の利用者負担額等の滞納がある場合は、滞納分を清算していただいてからの新規入園となります。なお、市外保育施設の滞納分も対象となります。清算の方法等につきましてはご相談ください。

入園後に利用者負担額等を滞納すると、保育施設を通じて直接通知することがあります。また、自宅及び勤務先への電話や給与差押え等の滞納処分を行うことがあります。

## (7) その他注意事項

毎月 1 日に保育施設に在籍している場合は、その月分の利用者負担額をお支払いいただきます（利用者負担額は日割り計算いたしませんので、月の途中で退園しても 1 か月分の利用者負担額をお支払いいただきます。休園される場合も利用者負担額をお支払いいただきます）。

令和 6 年度及び令和 7 年度の市区町村民税額の修正や更正をされた場合は、必ず変更後の市区町村民税額が分かる書類の写しを提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。

狛江市保育所利用者負担金基準額表（3号認定）

（単位：円）

|      |                                                                          | 標準時間利用者負担<br>基準額（月額） | 短時間利用者負担<br>基準額（月額） |
|------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------|
| 階層区分 | 定義                                                                       | 2歳児以下                | 2歳児以下               |
| A    | 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0                    | 0                   |
| B    | 市区町村民税非課税世帯                                                              | 0                    | 0                   |
| C1   | 市区町村民税均等割のみの世帯                                                           | 3,200<br>(1,600)     | 3,100<br>(1,550)    |
| C2   | 市区町村民税所得割10,000円未満の世帯                                                    | 3,900<br>(1,950)     | 3,800<br>(1,900)    |
| C3   | 市区町村民税所得割10,000円以上48,000円未満の世帯                                           | 4,700<br>(2,350)     | 4,600<br>(2,300)    |
| D1   | 市区町村民税所得割48,000円以上51,000円未満の世帯                                           | 6,600<br>(3,300)     | 6,400<br>(3,200)    |
| D2   | 市区町村民税所得割51,000円以上59,000円未満の世帯                                           | 8,200<br>(4,100)     | 8,000<br>(4,000)    |
| D3   | 市区町村民税所得割59,000円以上68,000円未満の世帯                                           | 10,400<br>(5,200)    | 10,200<br>(5,100)   |
| D4   | 市区町村民税所得割68,000円以上81,000円未満の世帯                                           | 12,800<br>(6,400)    | 12,500<br>(6,250)   |
| D5   | 市区町村民税所得割81,000円以上95,000円未満の世帯                                           | 14,000               | 13,700              |
| D6   | 市区町村民税所得割95,000円以上105,000円未満の世帯                                          | 17,000               | 16,700              |
| D7   | 市区町村民税所得割105,000円以上120,000円未満の世帯                                         | 18,800               | 18,400              |
| D8   | 市区町村民税所得割120,000円以上135,000円未満の世帯                                         | 22,800               | 22,400              |
| D9   | 市区町村民税所得割135,000円以上150,000円未満の世帯                                         | 28,600               | 28,100              |
| D10  | 市区町村民税所得割150,000円以上170,000円未満の世帯                                         | 33,000               | 32,400              |
| D11  | 市区町村民税所得割170,000円以上190,000円未満の世帯                                         | 36,500               | 35,800              |
| D12  | 市区町村民税所得割190,000円以上210,000円未満の世帯                                         | 39,000               | 38,300              |
| D13  | 市区町村民税所得割210,000円以上230,000円未満の世帯                                         | 41,300               | 40,500              |
| D14  | 市区町村民税所得割230,000円以上250,000円未満の世帯                                         | 43,400               | 42,600              |
| D15  | 市区町村民税所得割250,000円以上270,000円未満の世帯                                         | 45,400               | 44,600              |
| D16  | 市区町村民税所得割270,000円以上290,000円未満の世帯                                         | 47,200               | 46,300              |
| D17  | 市区町村民税所得割290,000円以上310,000円未満の世帯                                         | 49,200               | 48,300              |
| D18  | 市区町村民税所得割310,000円以上350,000円未満の世帯                                         | 50,800               | 49,900              |
| D19  | 市区町村民税所得割350,000円以上390,000円未満の世帯                                         | 52,400               | 51,500              |
| D20  | 市区町村民税所得割390,000円以上430,000円未満の世帯                                         | 54,000               | 53,000              |
| D21  | 市区町村民税所得割430,000円以上470,000円未満の世帯                                         | 55,600               | 54,600              |
| D22  | 市区町村民税所得割470,000円以上510,000円未満の世帯                                         | 57,600               | 56,600              |
| D23  | 市区町村民税所得割510,000円以上の世帯                                                   | 59,600               | 58,500              |

①表中の市区町村民税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

②令和7年4月～8月は令和6年度、令和7年9月～令和8年3月分は令和7年度の市区町村民税を算定に使用します。

③令和6年度の市区町村民税は、算定時に定額減税適用後の税額を用います。

④表中（）内の額は、市区町村民税所得割額が77,100円以下のひとり親・障がい者世帯等に対し、国制度に基づき軽減（第1子半額）が施された場合の金額です。

## 8 認可保育施設の幼児教育・保育の無償化【国による制度】

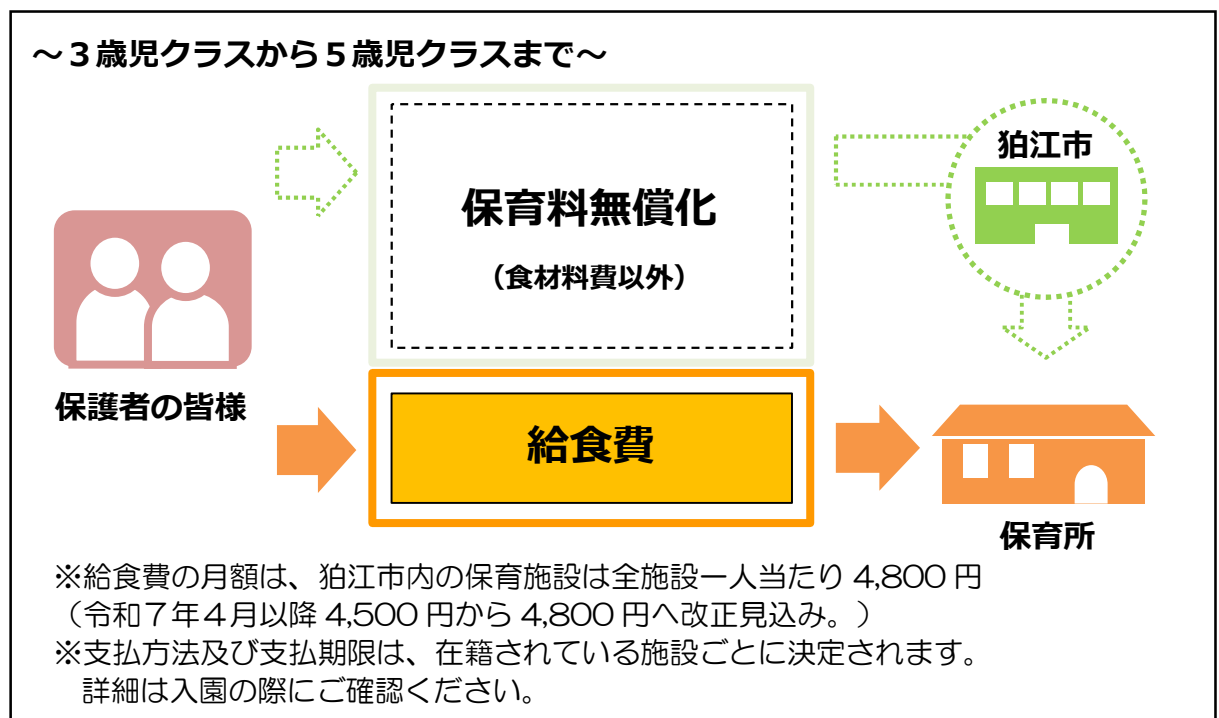
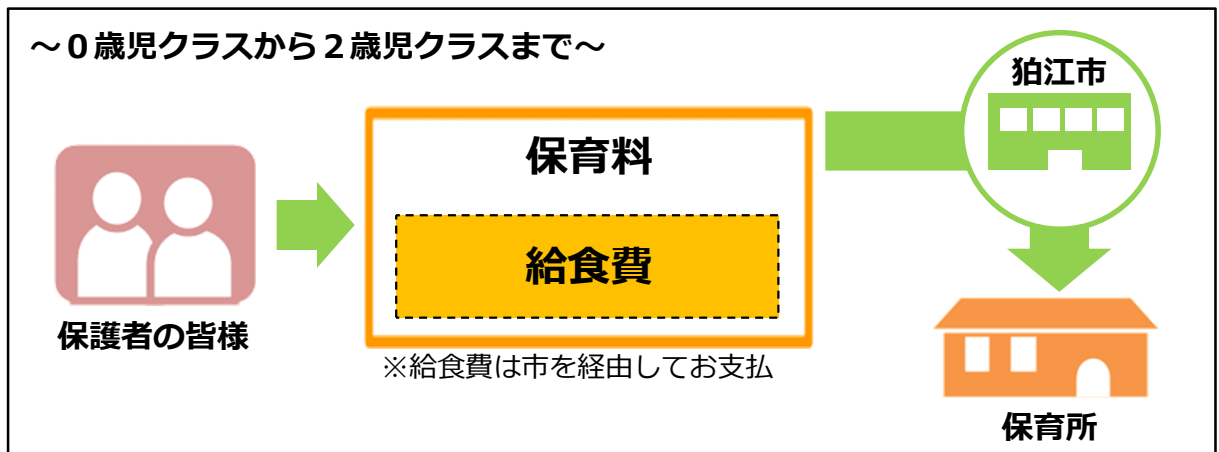
### (1) 利用者負担額の無償化

国による幼児教育・保育の無償化に伴い、以下の対象者の利用者負担額は無償となります。

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども
  - ② 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市区町村民税非課税世帯の子ども
- ただし、給食費や行事費、延長保育料等はお支払いただきます。

### (2) 給食費

給食費は利用者負担額の一部として保護者の皆様に負担していただいておりますが、3歳児クラスから5歳児クラスまでは利用者負担額が無償となるため、給食費のみお支払していただく必要があります。



## 給食費の免除

### ①国制度による免除

以下のいずれかに該当する方は国制度により免除となります。対象の方には、狛江市から通知をお送りします。

(1) 世帯年収 360 万円未満程度の世帯（市区町村民税所得割課税額 57,700 円未満※）

※ひとり親世帯、生活保護世帯等は 77,100 円以下

※4～8月分は前年度の、9～3月分は当該年度の市区町村民税所得割課税額により免除対象者を決定します。

(2) 保育施設等を利用する就学前の最年長を第1子と数えた場合の第3子以降

### ②狛江市による独自補助

狛江市の独自補助として、以下の方の給食費について補助を行います。償還払い方式による補助となりますので、対象の方も、毎月給食費を在籍の施設へお支払ください。補助金申請の手続き方法については、秋頃にご案内いたします。

(1) 子どもの年齢を問わず第3子以降（国制度による免除者を除く）

最大 4,800 円補助










(2) 就学後の子どもがおらず、就学前の最年長を第1子と数えた場合の第2子

最大 2,400 円補助

※施設で徴収される給食費が補助額未満の場合、**実費負担の範囲内の補助**となります。

※市外の保育施設の給食費については、上記と異なる場合があります。

(参考図)

|                   |                                                                                                  | 子どもの数                                                                                            |                                                                                                    |  |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 就 小<br>学 学<br>後 校 |  1人目          |                                                                                                  |                                                                                                    |  |
|                   |  2人目          |  1人目          |                                                                                                    |  |
| 未<br>就<br>学<br>児  |  3人目 4,800円補助 |  2人目          |  1人目          |  |
|                   |                                                                                                  |  3人目 4,800円補助 |  2人目 2,400円補助 |  |
|                   |                                                                                                  |                                                                                                  |  3人目 4,800円補助 |  |

## 給食費に関するお願い

- ・国制度による免除の決定には、世帯の市区町村民税課税状況を確認する必要があります。年度の途中において世帯の課税状況が変更となった際は、市窓口までお申し出ください。
- ・給食費は、該当月の1日に在籍していれば、その月の休園日数等に関わらず全額をお支払いいただきます。日割り計算は行いません。
- ・土曜保育の利用の有無によって金額を変更することなく、全額をお支払いいただきます。
- ・食物アレルギーに伴う除去対応児童も、該当月の1日に在籍していれば、除去食物の多寡にかかわらず、全額をお支払いいただきます。

- ただし、以下の場合は給食費が免除となりますので、該当する場合は在籍施設へご相談ください。
  - (1) 食物アレルギーに伴い、その月の給食を一切提供せず、ご自宅からお弁当等を持参することを1か月前までに在籍施設へご相談された場合
  - (2) 月単位の休園について、その月の給食を一切提供せず、休園日の1か月前までに在籍施設へご相談された場合



## 9 入園後のお願い

### (1) 届出について

入園後、保護者やお子さんの状況に変化が生じたときは、すみやかに児童育成課保育・幼稚園担当に届け出てください。

- ① 保育施設を辞めるとき
- ② 市外へ転出するとき（引き続き入園の実施を希望しながら市外転出する場合は、実施機関が変わりますので転出先の役所に必ず届け出てください。）
- ③ 休園するとき（休園は原則2か月まで。かつ、市が認める三つの理由（①児童の疾病又は負傷②里帰り出産③健康診断等での保育所通園停止勧告）に限り休園が認められます。）
- ④ 保護者が退職や転職したとき
- ⑤ 市内転居・氏名変更・その他出産や退職等家族状況に変化があったとき

### (2) 育児休業を取得する方へ

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、出産後、1年を超える日が属する年度の翌年度の4月末までは継続して通園することができます。例えば令和7年6月1日に出産された場合は、令和8年5月31日に1年を迎えますので、令和9年の4月末まで継続して通園することができます。

◇上子在籍中（＝入園後）で、下子の育児休業を開始した時の、上子が通園できる期間

|         |                 |                 |                 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 下子の誕生日  | R5.4.2～R6.4.1   | R6.4.2～R7.4.1   | R7.4.2～R8.4.1   |
| 通園可能な期間 | R7.4.30まで（R7年度） | R8.4.30まで（R8年度） | R9.4.30まで（R9年度） |

出産後、1年を超える日が属する年度の翌年度に上子が5歳児クラスに進級している場合には、上記の限りではありません。

- ※1 上のお子さんの入園前に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、入園日の翌月1日までに復職することが必要です。
- ※2 保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合は、短時間認定への切り替え申請が必要です。
- ※3 育児休業開始前までに、①子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書、②就労証明書、③利用者負担額減免申請書（0～2歳児クラス）をご提出ください。

こまえ子育てねっとからダウンロードすることができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞保育短時間への変更申請(育児休業へ入られる方)）

【QRコード】



### (3) 転園申込みについて

転園を希望する方は、転園申込書を児童育成課保育・幼稚園担当に提出してください。

なお、年度途中の転園は、利用調整において、新規の方の入園が優先になります。また、**転園が内定した場合、内定の辞退はできませんので、ご注意ください。**入園されている保育施設には、その時点で次のお子さんが内定しています。**内定を辞退して元の保育施設に戻ることはできません。**

### (4) 継続審査（家庭状況報告書）について

入園後も保育が必要であることを確認するため、毎年1回保育要件を確認するための書類を提出していただきます。

また、利用者負担額等の算定のため、前年度分の市区町村民税課税非課税証明書を提出していただく場合があります。

**※継続審査に必要な書類を提出しない場合や、継続審査の結果、保育の必要性が認定されない場合には、退園となる場合があります。**

## 10 その他

### (1) 障がい児統合保育について

- ・私立保育園で受け入れが可能かどうかは、お電話や事前の見学などにより、直接各園へご相談ください。
- ・公立保育園では、集団保育が可能であり障がいの程度が中程度以下の児童を対象に、障がい児統合保育を実施しています。障がいや発達等で不安のある場合は、必ず事前にご相談ください。

### (2) アレルギー対応について

アレルギーの種類に応じて対応を検討させていただきますのでご相談ください。可能な限り給食対応を行っていますが、重度の食物アレルギーの場合は給食対応ができない場合があります。

### (3) 医療的ケアについて

医療的ケア（導尿や吸引など）や医療行為の必要があるお子様の保育施設の利用を希望する場合、通常の申込みの前に医療的ケアの実施可否の検討を行うため、必ず予めご相談ください。

[入園申込みまでの保護者が行う手続きの大まかな流れ]

- ▽市への事前相談・入所希望園への施設見学
- ▽保育施設における医療的ケアの申込み
- ▽医療的ケア実施可否の結果確認
- ▽保育施設の入園申込み
- ▽申込結果の確認

### (4) 一時預かりについて

保護者の方が、出産・病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、一時的にお子さんをお預かりします。詳しくは、各お問い合わせ先にご連絡ください。  
<実施施設（令和7年4月1日現在）>※狛江市民のみ利用可能です。

- ① 駄倉保育園：満2歳から就学前までの健康で集団保育が可能な幼児  
（一時保育専用ダイヤル 090-3239-9083）
- ② 虹のひかり保育園：生後57日目から2歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児  
（一時保育専用ダイヤル 090-2910-7081）
- ③ めぐみの森保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児  
（一時保育専用ダイヤル 070-5088-3568）
- ④ 狛江保育園：当該年度4月1日時点で満2歳から就学前の健康で集団保育が可能な幼児（問い合わせ先 03-3480-0069）
- ⑤ いずみ保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児  
（問い合わせ先 03-3480-0598）

- ⑥東野川保育園みんなの家：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児  
（問い合わせ先 03-3430-8778）
- ⑦狛江ちとせ保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児  
（問い合わせ先 090-6723-1029）
- ⑧多摩川保育園：生後6か月から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児  
（問い合わせ先 042-483-4667）
- ⑨認証保育所2園：認証保育所では、在籍児童の状況等に応じて一時保育を実施  
しています。状況によって実施していない場合もありますの  
で、43ページを参照のうえ各施設へ直接お問い合わせください。
- ⑩家庭福祉員宅：生後57日目から3歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児  
（問い合わせ先 子ども家庭支援センター 03-5438-6605）
- ⑪子ども家庭支援センターたんぼぼ  
：生後6か月就学前までの健康で集団保育が可能な児童  
（問い合わせ先 子ども家庭支援センター 一時預かり専用電話 03-  
5761-9016）

※④狛江保育園、⑨認証保育所2園、⑩家庭福祉員宅、⑪子ども家庭支援センターたんぼぼ  
の利用に係る資料は児童育成課にて配布しておりませんので、直接施設にお問い合わせく  
ださい。

#### （5）宗教食について

宗教上の理由により、食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が  
入った料理（メニュー）の場合は家庭より弁当を持参していただきます。

#### （6）病児保育について

お子さんが風邪や下痢などで保育施設に通園できないときにお子さんをお預かりする  
「狛江すこやか病児保育室」（野澤医院内）があります。詳しくは子ども若者政策課で配布  
している別冊の子育てガイドブックに掲載しています。

子育てガイドブックは、こまえ子育てねっとからダウンロード 【QRコード】  
することができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こま  
え子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

（ホーム>子育てガイドブック）



#### ☆狛江市立保育園電話育児相談と保育体験のご案内☆

狛江市立保育園では狛江市在住の方を対象に「電話育児相談」、「保育体験」を実施しています。  
詳しくは各市立保育園へお問い合わせください。

**電話育児相談** 経験豊富な保育士が育児に関するご相談をお受けいたします。

**保育体験** 親子で保育園の体験をしませんか。1食180円で給食も体験できます。

（食物アレルギー児を除く）